

北小平尾農家組合同規約

北小平尾農家組合

(総 則)

第1条 本組合は、北小平尾農家組合と称し、北小平尾内居住の農家で組織する。

第2条 本組合は、会員相互の親睦と北小平尾農家の経済的地位の向上、農業生産力の増進を目的とする。農業に関する諸問題を立案協議し、民主的手続きにより運営していく。

(組合員)

第3条 現農家組合員及び平成 17 年 4 月 1 日現在で北小平尾内に耕作地を保有する北小平尾自治会員で構成する。

第4条 農家組合員は、各班に所属し、規約を守り農家組合費を納入する義務を負う。

(組織の構成)

第5条 役員構成

- 1) 農家区長 1 名、副区長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、各班より班長 1 名
上記の役員のほかに、監事 2 名を置く。その他に顧問を置くことができる。
なお、役職は、役員、班長が兼務する事が出来るものとする。
- 2) 水利組合長は必要に応じて役員会に出席することができる。
- 3) 自治会の各種役員については、その都度必要に応じて農家区長が役員会への出席を要請することができる。

(役員及び外部組織の役員の選出)

第6条 農家区長は、1月の第3日曜日に開催する総会において承認する。

第7条 班長、副班長は各班の組合員の互選により選出する。

第8条 外部組織への役員の選出は、役員会の推薦により行い、総会、班会で承認をえる。
なお、農業委員の選出は、公職選挙法にもとづいて行うが、地区の取り決めに遵守し、また農家区長の選出を円滑にするため、農家区長による兼務を優先するものとする。

第9条 副区長、会計、書記、監事は役員会で選出し、承認する。監事は主に前年度、若しくは前々年度の班長の任期が終わった組合員で、構成する。

第10条 各役員の任期は2年とし、留任を妨げない。なお、欠員による後任者の任期は、前任者の残り期間とする。また、監事の任期は、1年とする。

(農家組合の運営)

第11条 本組合の事務所は、農家区長宅に置く。

第12条 本組合の最高決議機関である総会は、農家区長が招集し、組合員の過半数の出席（委任状を含む）により成立するものとする。

第13条 臨時総会、役員会は、農家区長が必要と認めた場合、または組合員、役員の過半数からの要請があった場合に、区長が招集する。

第14条 班会は、班長が必要と認めた場合、または班員の過半数から要請があった場合に、班長が招集する。

（農家組合費等）

第15条 農家組合の経費は組合費と寄付金の収入をもってあてる。

第16条 組合費は、月400円徴収するものとし、各班長が取りまとめて農家会計に納入する。

第17条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、会計は会計監査をうけ総会で報告する。

附 則

- 1) この規約適用外の事項は、役員会で討議して、組合員の過半数の同意を得て決める。
- 2) この規約の改廃は、総会の議決を要し、過半数の賛成を必要とする。なお、この規約は平成18年1月15日より適用する。
- 3) 共有地の管理組合を別に作り、権利者より基金として1,000円徴収、又必要に応じて追加徴収する。管理は農家会計で行い総会で報告する。なお、権利放棄者の復権は認めない。
- 4) 副区長の選出
副区長は、各班の順番制で班内で決め役員会の承認を得て就任し、区長辞任で区長職に就任する。尚、第10条の後任者の残期間は摘要除外とする。（班内で選出出来ない時は農家区の取り決めに準ずる）

※ 平成19年1月21日の総会で議決したものお追記する。

※ 平成22年1月17日の総会で議決したものを追記する。

※ 平成24年1月15日の総会で議決したものを追記する。